

○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成二十二年文部科学省告示第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第十九条 研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報<sup>（傍線）</sup>の保護に関する措置について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号）（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号））に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）に準じた措置を講じるものとする。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第十九条 研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報<sup>（傍線）</sup>の保護に関する措置について、臨床研究に関する倫理指針（平成二十年厚生労働省告示第四百十五号）（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号））に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）に準じた措置を講じるものとする。</p>